

計 画 書

郡山都市計画特別用途地区の変更(鹿児島市決定)

郡山都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
第一種特定建築物制限地区	約5.3ha	
合 計	約5.3ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本市では、平成19年11月に、鹿児島都市計画区域・松元都市計画区域・郡山都市計画区域の準工業地域全域において、特別用途地区「特定建築物制限地区」を指定し、大規模集客施設の立地を制限している。

今回、「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドライン（平成24年3月）」に基づき、鹿児島都市計画区域の工業地域全域において、新たに特別用途地区を指定し、地区の種類を1地区から3地区に変更することから、これに伴い、郡山都市計画特別用途地区の「特定建築物制限地区」の名称を「第一種特定建築物制限地区」に変更する。

郡山都市計画特別用途地区の変更

変更対照表

区分	名称	面積	備考
前	特定建築物制限地区	約5.3ha	
後	第一種特定建築物制限地区	約5.3ha	